相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市西久保二丁目二〇七番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目六番六号　被相続人　亡　君山　正光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市絹ケ丘一丁目五九三番地一〇五、最後の住所東京都八王子市絹ケ丘一丁目四一番一一号　被相続人　亡　小椋　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区伊勢佐木町六丁目一四三番地、最後の住所横浜市南区高根町三丁目一七番地　岩根コーポ二〇一　被相続人　亡　木田　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

横浜市中区海岸通三丁目一三番地一　相続財産管理人　弁護士　松井　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市東城町二丁目二六三番地二、最後の住所新潟県上越市御殿山町一一番二九号　被相続人　亡　竹田千賀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

事務所新潟県上越市本町三丁目三番三号ダイヤパレス高田弐番館一階　相続財産管理人　弁護士　朝日　啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市北区西志賀町二丁目九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石塚　邦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番一四号丸の内服部ビル二〇六号　相続財産管理人　弁護士　後藤もゆる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県亀山市下庄町五九三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　國分　有

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

三重県津市栄町二丁目四六六番地　楠井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　赤木　邦男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市小脇町一六九四番地、最後の住所滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺一八〇番地一〇　被相続人　亡　北口　晴男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

滋賀県彦根市佐和町三―一五千祥ビル四階　相続財産管理人　生駒　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東住吉区西今川四丁目三一番地、最後の住所大阪市東住吉区西今川四丁目二三番二二号　被相続人　亡　井上　市子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一　相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市中神田町二九九番地、最後の住所大阪府寝屋川市中神田町二五番二六号　被相続人　亡　都志見浩旦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

大阪市北区西天満四丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階　相続財産管理人　阪井千鶴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍堺市堺区出島海岸通一丁八二番地、最後の住所堺市西区鳳中町七丁二四〇番地ニチイのほほえみおおとり　被相続人　亡　津田　禎子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階　相続財産管理人　弁護士　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市美原区小平尾六六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階　相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市平荘町磐二七三番地、最後の住所兵庫県加古川市平荘町磐二七三番地　被相続人　亡　多田　勇樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

兵庫県姫路市南駅前町一五番地　相続財産管理人　天野　泰文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県総社市西阿曽三三〇番地、最後の住所岡山市南区箕島一三〇六番地二〇　被相続人　亡　石井　種子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

事務所岡山市北区西古松二丁目三番一号ナリーフ大元二〇二　鶴身綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鶴身　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市宝永一丁目四〇一番地、最後の住所岡山県倉敷市連島中央四丁目一三番二六号　被相続人　亡　佐藤　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

事務所岡山県倉敷市西中新田五四八番地　相続財産管理人　司法書士　白神　完治